別記様式（第2条関係）

（２段用）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ７ | ５ | ３ | １ | 表示欄 |
| ８ | ６ | ４ | ２ |

（３段用）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 10 | ７ | ４ | １ | 表示欄 |
| 11 | ８ | ５ | ２ |
| 12 | ９ | ６ | ３ |

備考　１　設置場所の都合により、ポスター掲示区画を２段又は３段とする。

２　１区画の大きさは縦、横それぞれ42センチメートル以上とする。

３　区画を区分する線の太さは、おおむね１センチメートルとする。

４　表示欄は、次の例による。

|  |
| --- |
| 丸亀市　何　選挙ポスター掲示場  丸亀市選挙管理委員会  注意  一　ポスターは、指定された区画内にはってください。  二　この掲示場は、丸亀市　何　選挙の候補者以外の方は、使用できません。  三　掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。 |